

## 二重課税との決別に係る啓発

消費税法第63条で定義される本来の税込価格（「本体価格」又は「価格」と言う）は（課税標準である対価の額×（1+消費税率））であり、取引ごとに間接消費税である（対価の額×消費税率）を消費者が負担する。間接消費税は常に売上げと伴にあり何処へも逃げていかず、事業者が期毎に納付する消費税額は、売上台帳と仕入台帳で期日に所定の算式で算出するので社会保障の財源として確保できる。

一方、現在の消費税率に至る過程で使われるようになった総額表示価格は「本体価格+（1×消費税率）」で表わされ、二重課税になる「価格×消費税率」は「消費税」と呼ばれる。

事業者が取引で消費者に課す消費税は「価格に消費税率を乗じる」二重課税である。

二重課税を止めるには消費税を発生させないことであり、総額表示取引であっても支払い請求金額を計算する過程で消費税「=価格×消費税率」をゼロにする取引であり、「消費税ゼロ取引」と言う。

二重課税を止めても消費税法第63条に規定による「価格の表示」に影響しないので事業者の期毎の納付税額の計算に影響はなく「社会保障の財源」について議論の必要はない。



この国税庁の説明図の「売上げ」には間接消費税を含んでおり、売上げに係る消費税①、②、③から仕入れに係る消費税をそれぞれ控除した額が納付税額A、B、Cになるものであり、消費者に消費税③を課すのは非合理で二重課税である。

政府は法的根拠のない総額表示義務を喧伝し、事業者に二重課税になる消費税の収奪を煽っている。この行為は日本国憲法第30条の条規に反し、憲法第98条により無効である。

政府の総額表示義務の喧伝に関わらず、事業者は「二重課税との決別」を取引の基本理念とし、「料金・代金等の請求・領収に当たり消費税を収奪しない」及び「取引の支払いに消費税を伴にしない」を実践すべきである。

「二重課税との決別」に法的妨げが無く何時からでも容易に実践でき、事業者の規模を問わず、一つの売場から全店へ、1店舗から全店舗へ、単独事業者から地域ぐるみへと、ドミノ倒しのよう全国各地に波及する。

小売事業者を含む全ての事業者が消費税ゼロ取引で二重課税を止めると取引の当事者間で消費税の授受が無い分企業物価指数は下がり、物価高騰も消費税ゼロ取引で消費税が除去される額だけ和らぎ、政府の経済対策を補完する。

消費税ゼロ取引しない事業者は、企業活動に自由度が少なくなり価格競争に敗れるなど「天網恢恢疎にして漏らさず」の結果になる。

2022. 11. 29

滋賀県守山市今市町 139 番地 4

消費税ソーシャルデザインG 守山

清水 博 81 歳 無職 080-5794-5324

